

議第90号

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県民生委員の定数を定める条例（平成27年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

表彦根市の項中「123人」を「135人」に、「262人」を「287人」に改め、同表長浜市の項中「122人」を「129人」に、「260人」を「273人」に改め、同表近江八幡市の項中「112人」を「123人」に、「262人」を「287人」に改め、同表草津市の項中「146人」を「167人」に、「309人」を「354人」に改め、同表守山市の項中「103人」を「119人」に、「241人」を「278人」に改め、同表栗東市の項中「89人」を「102人」に、「209人」を「239人」に改め、同表甲賀市の項中「118人」を「130人」に、「276人」を「304人」に改め、同表野洲市の項中「66人」を「73人」に、「155人」を「171人」に改め、同表湖南市の項中「78人」を「86人」に、「183人」を「202人」に改め、同表高島市の項中「71人」を「73人」に、「165人」を「170人」に改め、同表東近江市の項中「115人」を「125人」に、「244人」を「266人」に改め、同表米原市の項中「49人」を「52人」に、「115人」を「122人」に改め、同表日野町の項中「39人」を「42人」に、「111人」を「120人」に改め、同表竜王町の項中「20人」を「22人」に、「59人」を「63人」に改め、同表愛荘町の項中「36人」を「41人」に、「103人」を「118人」に改め、同表豊郷町の項中「13人」を「15人」に、「39人」を「43人」に改め、同表甲良町の項中「12人」を「13人」に、「36人」を「37人」に改め、同表多賀町の項中「13人」を「14人」に、「38人」を「41人」に改める。

付則第2項中「260人」を「273人」に、「244人」を「266人」に、「115人」を「122人」に、「127人」を「129人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。